香芝市史編さん委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月28日

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉

香芝市教育委員会規則第3号

香芝市史編さん委員会規則の一部を改正する規則

香芝市史編さん委員会規則(令和5年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「令和4年条例第26号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第6条を第9条とし、第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。 (編集委員会)

- 第5条 前3条の規定は、条例第6条第1項の編集委員会について準用する。 (専門部会)
- 第6条 教育委員会は、必要に応じて、時代及び分野別に資料の調査及び収集 並びに市史の執筆及び編集を行うため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、専門委員及び調査員をもって組織する。
- 3 専門委員は、識見を有する者及び市職員のうちから教育長が選任又は任命する。
- 4 条例第7条の規定は、専門委員及び調査員について準用する。
- 5 専門委員及び調査員の報償費等については、別に定める。 (資料等の収集等)
- 第7条 委員会は、市史に関する資料を保有する個人、団体及び関係機関(以下「所有者」という。)に対し、資料の閲覧及び提供、意見の聴取その他必要な協力(以下「資料の収集等」という。)を求めることができる。
- 2 専門委員及び調査員は、資料の収集等を行うときは、常にその身分を示す 証明書を携帯し、必要があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 委員会は、資料の収集等に当たっては、個人情報の取扱いに十分な配慮を 払わなければならない。
- 4 所有者から資料の寄贈又は寄託の申出があった場合は、香芝市二上山博物館条例施行規則(平成4年教育委員会規則第3号)第12条の規定に基づき、適切に処理するものとする。
- 5 市史の編さん及び刊行の過程で生じた調査結果その他の成果物の著作権は、 全て教育委員会に帰属するものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。